

那覇港における国際旅客船拠点形成計画

1. 国際的なクルーズ船の寄港拠点形成に向けて

(1) 背景

- 東アジアにおけるクルーズ市場が急速に拡大し、日本の港湾への寄港需要が急増
- 係留施設の確保が困難となり、安定的なクルーズ船の寄港が維持できないおそれ
- クルーズ船社は、岸壁の優先利用を希望する一方で、自ら投資して受入環境の向上を図る意向

(2) 港湾法改正による国際旅客拠点形成のための新たなスキームの創設 (平成29年7月8日 改正港湾法施行)

公共 係留施設等受入環境の整備

民間 旅客施設等への投資 → 係留施設(岸壁)の優先的な使用権を取得

2. 那覇港国際旅客船拠点形成計画の概要

(1) 国際旅客船拠点形成に係る取組方針

本計画は、東アジアの中心に位置する沖縄県の地理的優位性を活かし、那覇港発着のフライ&クルーズを含めたクルーズ船寄港の増加に向け、港湾法第50条の16の規定に基づき官民連携による国際クルーズ拠点を形成し、広域的な寄港地観光の実現を通じた地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(2) 拠点形成に向けて取り組む事業（国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業）

新港ふ頭12号岸壁（第2クルーズバース）において、大型クルーズ船（22万トン級）及びその乗客に対応可能な施設を次のとおり整備。

	H31年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	
国	係留施設、ターミナル用 →			暫定供用					拠点供用開始		
那覇港管理組合	駐車場整備 →										
MSC・RCG(※)								ターミナルビル等整備 →			

※MSC及びRCGの各子会社を通じて設立した「クルーズポート那覇合同会社」が施設の整備、運営を行う。

(3) 国際旅客船拠点形成までの流れ

- 平成29年7月8日 改正港湾法施行
- 平成30年10月 官民連携による国際クルーズ拠点形成計画の第3回目の募集
- 平成30年12月26日 港湾管理者がMSCクルーズS.A.社(MSC)及びロイヤルカリビアン・クルーズ社(RCG)と連携し、那覇港にクルーズ拠点を形成するための目論見書を国へ提出
- 平成31年4月22日 国際旅客船拠点形成港湾に指定(港湾法第2条の3)
- 令和8年1月 港湾管理者が国際旅客船拠点形成計画を作成(港湾法第50条の16)

今後、港湾管理者が旅客施設等に投資を行う民間事業者と協定を締結(港湾法第50条の18)。協定に基づき、公共と民間事業者が連携して施設整備・運用を行う等、国際クルーズ拠点を形成。

(3) 係留施設（岸壁）の優先的な利用

ターミナルビルの供用開始後、連携船社は、優先的に係留施設の利用予約が可能となる。

- 【優先予約可能期間】30年間
【優先利用可能日数】年間250日



（優先予約期間イメージ図）

年	(N-2) 年	(N-1) 年	N 年
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
優先予約受付期間	連携船社を含む全ての船社の予約期間		利用対象期間

(4) 計画の目標

通年運用開始年(R10)及び目標年(R14)における寄港回数の目標値

	MSC	RCG	合計
R10 (2028)	40回	31回	71回
R14 (2032)	50回	39回	89回

